

＜ 記 入 例 ＞

①～⑦について、P6もご参照ください。

様式第12号（第23条関係）

① 自動車地球温暖化対策実施方針作成（変更）報告書

② 令和 6 年 5 月 30 日

（宛先）
埼玉県知事

提出日を記入してください。

提出者

③ 333-9301

主たる事務所の所在地 さいたま市浦和区高砂3-15-1

フリガナ #イタマシユカブシカイシャ

名称 埼玉運輸株式会社

代表者の氏名 代表取締役 埼玉 一郎

[個人事業者にあつては、住所及び氏名]

電話番号

日本標準産業分類に掲げる中分類（P. 24参照）に該当するものを記入してください。2つ以上の業種に該当する場合は、主となる業種を記入してください。

該当条文以外は二重線で見え消しにしてください。なお、各条の前段は作成報告書、後段は変更報告書に該当します。

- ・第34条:大規模荷主
- ・第35条:大規模集客施設
- ・第36条:自家用自動車通勤者多数

① 自動車地球温暖化対策実施方針を作成（変更）

第34条前段 ~~（後段）~~

第35条前段 ~~（後段）~~

第36条前段 ~~（後段）~~

の規定により、次のとおり提出します。

業 種 名	倉庫業	④ 番 号	47
⑤ 対象となる事業所等の名称	本社 加須営業所		該当する事業所全て記入してください。書ききれない場合は、別紙参照と記入し一覧（様式任意）を作成してください。
対象となる事業所等の所在地	〒339-9801 さいたま市浦和区高砂3-15 〒347-0115 加須市上種足914		
変更の場合	⑥ 変更年月日	変更報告書作成時に記入してください。 （作成報告書の場合は記入不要です）	
	変更の理由		
⑦ 連絡先	所属部署	総務部管理課	
	職・氏名	管理係長 埼玉 花子	
	電話番号	048-824-2111 （内 3063）	
※ 受付年月日	年 月 日	※ 整理番号	
※ 備 考			
メールアドレス：*****@pref.saitama.lg.jp（総務管理課）			
⑦の連絡先：電話番号以外に連絡可能なメールアドレスの記入をお願いします。			

注 1 作成・変更の別及び提出の根拠となる条項については、二重線で消すことにより特定してください。

2 「業種名」及び「番号」の欄には、日本標準産業分類に掲げる中分類について該当するものを記載してください。

3 ※印の欄には、記載しないでください。

事業者名	埼玉運輸株式会社		
事業所名	本社		
業種	倉庫業	事業所規模	578 人

取組措置		実施年度		
		R6	R7	R8
1	荷主の物流部門における二酸化炭素排出量の把握			
1-(1)	<p>二酸化炭素排出量の把握及び課題等の抽出</p> <p>業務を委託している事業者から輸配送実績報告を受けている二酸化炭素排出量については、四半期ごとに実施されるマネジメントレビューで報告し、課題の抽出を行っている。</p>	○	○	○
1-(2)	<p>貨物輸送事業者と自社関連部門における情報共有及び改善に向けた取組の実施</p> <p>社内の生産管理部門、輸送管理部門及び関連会社で情報を共有し、システムの導入や発注のルール化などCO2削減に向けた取組を検討している。</p>	○	○	○
2	環境に配慮している貨物輸送事業者の選定			
2-(1)	<p>貨物輸送事業者に対する法令上提出の義務がある運輸部門の二酸化炭素排出量削減に係る計画の提出確認</p> <p>自動車地球温暖化対策計画書等を提出するように依頼し、定例会で提出状況を確認する。</p>	○	○	○
2-(2)	<p>貨物輸送事業者の環境配慮の確認</p> <p>新規に委託する事業は、環境配慮車両の使用を委託要件としている。</p>	○	○	○
3	物流拠点の活用による輸配送の効率化			
	<p>センターへの原料等の入庫品の集約、輸送車両・回数の低減のため外部倉庫を活用。効率を図るため、エリア別配送に変更し、集約倉庫に納入したことでコスト削減を図っている。</p>	○	○	○
4	積載率の向上による輸配送の効率化			
4-(1)	<p>商品・荷姿・梱包資材の形状の標準化や軽量化等による積載率の向上</p> <p>搬入容器の専用化によって、緩衝材・保護材を廃止。結果、90%以上の積載率を保持している。</p>	○	○	○
4-(2)	<p>混載便の利用や共同輸配送の取組</p> <p>他社との共同輸配送・混載取組みを推進する。</p>	○	○	○
4-(3)	<p>輸送量及び積載率を考慮した適正車種での発注</p> <p>車種別・日別の荷量予測を軸に配送車両台数を決める。</p>	○	○	○
5	計画的な貨物輸送による輸配送の効率化			
5-(1)	<p>発注時間及び配送時間のルール化</p> <p>定時までには物流部へ発注データが届くようルール化し、工場から各店舗に配送されている。</p>	○	○	○
5-(2)	<p>道路混雑時の輸配送の見直し</p> <p>渋滞情報を活用することで、効率よい輸配送経路へ迂回する。</p>	○	○	○

実施方針別紙1
【大規模荷主】

事業者名		埼玉運輸株式会社		
事業所名		本社		
取組措置		実施年度		
		R6	R7	R8
5-(3)	輸送車両の構内や周辺道路等における待機時間の削減のための取組 納品スケジュールを誰でも閲覧できるようにしている。	○	○	○
6	その他輸配送の効率化により輸送距離及び回数を削減する取組 製品の賞味期限の長期化に成功し、納品頻度及び便数を削減することができた。ICT活用をして温室効果ガスを削減。	○	○	○
7	低燃費車等の積極的利用及びエコドライブの促進			
7-(1)	貨物輸送事業者に対する、低燃費車又は省エネルギー支援機器搭載車(以下、「低燃費車等」)の利用要請 環境配慮要望書に低燃費車導入の項目を記載し、低燃費車利用を推進していく。	○	○	○
7-(2)	貨物輸送事業者に対する、エコドライブの実施要請 業者に貸し出す入構許可証に、「アイドリング・ストップ」や、「エコドライブ10のすすめ」等を記載し、エコドライブの意識付けを実施。	○	○	○
7-(3)	貨物輸送事業者に対する、低燃費車等の利用状況やエコドライブの実施状況の確認、改善に向けた取組の実施 貨物輸送事業者よりエコドライブの実施報告を受け、情報の共有化に努めている。	○	○	○
7-(4)	構内アイドリング防止のための取組 アイドリング防止のため、冷蔵・冷凍車の工場内待機場所に電源設備を設置している。また、運転手控室の設置。	○	○	○
8	サードパーティーロジスティクスの活用 輸送業務は専門業者に外部委託して効率化を図っている。	○	○	○
9	共同輸配送も視野に入れたモーダルシフトの推進 長距離幹線輸送において、鉄道によるモーダルシフトを推進。また、複数のメーカーとの専用貨物列車の共同運行を検討。	○	○	○
10	その他の必要な取組(注) 台車・電動自転車での集配、及びバス停集配方式による駐車回数、走行距離の削減。	○	○	○

(注) 貨物運送時に自動車から排出されるCO2を抑制するための取組に限る

事業者名	埼玉運輸株式会社		
事業所名	加須営業所		
集客施設の種類の	店舗	最寄り駅	東武伊勢崎線 加須 駅
最寄り駅からの交通手段	徒歩	最寄り駅からの所要時間	10 分

取 組 措 置		実施年度		
		R6	R7	R8
1	公共交通機関の利用促進			
1-(1)	公共交通機関利用の啓発 ホームページに公共交通機関でのアクセス案内と地図及びバス時刻表を掲載している。店舗出入口及びサービスカウンター計6箇所にバス・電車の時刻表を掲示している。	○	○	○
1-(2)	公共交通機関利用者へのインセンティブの付与 タッチ端末機の設置・運営(交通系ICを使って電車・バスでご来館のお客様にスタンプ付与。)	○	○	○
1-(3)	最寄り駅等からの送迎バスの運行やバス停の設置 最寄り駅から無料送迎バス(一部ハイブリッド車)を運行。	○	○	○
1-(4)	その他公共交通機関の利用を促進するための取組 シャトルバス、市コミュニティバス停留所を事業所近くに誘致。	○	○	○
2	自転車の利用促進			
2-(1)	十分な広さの駐輪場の設置・維持管理 駐輪場(90台)を整備し、放置自転車がないよう管理を徹底する。	○	○	○
2-(2)	自転車利用者へのインセンティブの付与 市営駐輪場ご利用で一定額以上お買い上げのお客様への次回無料駐輪サービス券をプレゼント。	○	○	○
2-(3)	レンタサイクル及びコミュニティサイクルの推進 自転車シェアリング会社との提携によるレンタルサイクルの設置(12台)。	○	○	○
2-(4)	その他自転車の利用を促進するための取組 電動自転車にも対応した駐輪場ラックに入れ替え実施。	○	○	○
3	来場者が利用する自家用自動車の低燃費化促進			
3-(1)	低燃費車利用の啓発 年2回自動車ディーラーとタイアップした低燃費車の展示会を開催。	○	○	○
3-(2)	低燃費車利用者へのインセンティブの付与 電気自動車充電器(普通)は、無料にて提供。	○	○	○
3-(3)	電気自動車用充電器等の整備 電気自動車充電器(急速1台、普通1台)を設置。	—	○	○

実施方針別紙2
【大規模集客施設】

事業者名		埼玉運輸株式会社		
事業所名		加須営業所		
取組措置		実施年度		
		R6	R7	R8
4	来場者に対する、アイドリング・ストップを含むエコドライブの啓発 エコドライブ啓発ポスターと、注目されやすいアイドリングストップの看板を掲示。	○	○	○
5	駐車場及び施設周辺道路の渋滞防止			
5-(1)	交通整理員の配置 駐車場出入り口等に交通誘導係員を、8時～21時まで配置。	○	○	○
5-(2)	スムーズな入出庫のための施設の整備 事前精算機の設置、混雑時の事前館内アナウンスの実施。	○	○	○
5-(3)	その他渋滞防止策 混雑時使用する近隣の臨時駐車場を確保。	○	○	○
6	宅配サービスの実施等			
6-(1)	荷物の宅配サービスの実施 物販店においては基本宅配受付実施。	○	○	○
6-(2)	インターネット等を利用した物品販売の促進 公式インターネットショッピングストアをスタート済み。	○	○	○
6-(3)	宅配サービスに伴う二酸化炭素削減の取組 配送車の電動化を検討。	-	○	○
7	その他の必要な取組(注)			
	広告に混雑しない時間を明記する。	○	○	○

(注) 施設利用者が来場時に使用する自動車から排出されるCO2を抑制するための取組に限る

事業者名	埼玉運輸株式会社		
事業所名	本社		
事業所規模	578	人	自家用車通勤者の割合 78.5 %
最寄り駅	東武伊勢崎線 加須	駅	最寄り駅からの交通手段 徒歩
最寄り駅からの所要時間	10	分	

取 組 措 置		実施年度		
		R6	R7	R8
1	マイカー通勤に係る重点目標の設定(注) ノーマイカーデーにおける職員の自動車通勤について、25%以上の使用を抑制する。	○	○	○
2	公共交通機関への転換の推進			
2-(1)	公共交通機関利用促進のための情報提供 手帳サイズのバス時刻表を食堂入口に設置し、社内Webにも掲載する	○	○	○
2-(2)	送迎バス等の運行 最寄り駅から1日6往復運行している。送迎バスを運行することにより従業員の公共交通機関利用を促進する。	○	○	○
2-(3)	公共交通機関利用者への優遇策 自動車通勤手当は実勢より少ない算出方法とし、公共交通機関や自転車の利用者を優遇している。	○	○	○
3	自転車への転換の推進			
3-(1)	自転車の安全利用の促進 事業所での自転車通勤規定を定め、安全利用を促している。	○	○	○
3-(2)	利用しやすい駐輪場の設置・維持管理 屋根付きの駐輪場を各棟に設置し、定期的な利用状況の点検、整理・整頓等を実施している。	○	○	○
3-(3)	駐輪場以外の自転車通勤者向け設備の設置・維持管理 ヘルメットを割安に購入できる店の紹介チラシを配布。	○	○	○
3-(4)	自転車通勤者への優遇策 自転車通勤者に対して社内規定により通勤手当を支給。	○	○	○
4	その他マイカー通勤を削減するための取組			
4-(1)	自家用自動車の通勤手当及び許可基準等通勤制度の見直し 通勤距離が2km以内は通勤手当を無支給とするほか、燃費向上によるガソリン代支給の基準計算式を必要に応じ改定する。	○	○	○
4-(2)	従業員用駐車場の有料化又は駐車場台数の削減 従業員駐車場の台数を削減し、お客様駐車場に振り替え。	○	○	○

【自家用自動車通勤者が多数の事業所】

事業者名	埼玉運輸株式会社
事業所名	倉庫業

取組措置		実施年度		
		R6	R7	R8
4-(3)	ノーマイカーデーの実施 自己申告にして登録した社員によるノーマイカーデーの企画を実施した。その結果、社員244人の登録があり、7754.5kmの車両走行距離の削減及び500ℓ以上の燃料削減に結びついている。	○	○	○
4-(4)	テレワーク、リモート会議の導入 社内制度を整備し、可能な部署ではいつでもテレワーク可能とした。	○	○	○
4-(5)	マイカー通勤削減のための啓発活動の実施 部署ごとノーマイカーデー(月1回)取組率を社内発表し、取組率を上げるよう工夫してもらう。	○	○	○
5	エコドライブの推進			
5-(1)	エコドライブの啓発 年1回、交通安全講習会時に安全運転管理者(エコドライブ講習修了者)がエコドライブの推進をしている。	○	○	○
5-(2)	エコドライブ研修の実施 外部のエコドライブ講習会の体験案内や資料配布、社内の交通安全講習会受講によりエコドライブ実践の定着を図る。	○	○	○
6	従業員の通勤車両に関する低燃費車利用促進			
6-(1)	低燃費車の購入支援等 低燃費車購入に際し、グループ会社を利用(車両リースやローン)した者に対し、リース料率等を優遇する制度を設けている。	○	○	○
6-(2)	低燃費車利用者への優遇策 電気自動車通勤している従業員は、構内駐車場が利用可能である。	○	○	○
6-(3)	従業員用充電設備の設置 敷地内に充電設備の設置を準備中	—	○	○
7	時差通勤の実施 短時間勤務制度を設けており、通勤の時間は各自選択可能となっている。	○	○	○
8	その他の必要な取組(注)			

(注) 従業員が通勤時に使用する自動車から排出されるCO2を抑制するための取組に限る

日本標準産業分類(中分類番号)表

分類	名 称	分類	名 称
A	農業、林業	I	卸売業、小売業
01	農 業	50	各種商品卸売業
02	林 業	51	繊維・衣服等卸売業
B	漁 業	52	飲食料品卸売業
03	漁業（水産養殖業を除く）	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
04	水産養殖業	54	機械器具卸売業
C	鉱業、採石業、砂利採取業	55	その他の卸売業
05	鉱業、採石業、砂利採取業	56	各種商品小売業
D	建設業	57	織物・衣服・身の回り品小売業
06	総合工事業	58	飲食料品小売業
07	職別工事業（設備工事業を除く）	59	機械器具小売業
08	設備工事業	60	その他の小売業
E	製造業	61	無店舗小売業
09	食料品製造業	J	金融業、保険業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	62	銀行業
11	繊維工業	63	協同組織金融業
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
13	家具・装備品製造業	65	金融商品取引業、商品先物取引業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	66	補助的金融業等
15	印刷・関連連業	67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
16	化学工業	K	不動産業、物品賃貸業
17	石油製品・石炭製品製造業	68	不動産取引業
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	69	不動産賃貸業・管理業
19	ゴム製品製造業	70	物品賃貸業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	L	学術研究、専門・技術サービス業
21	窯業・土石製品製造業	71	学術・開発研究機関
22	鉄鋼業	72	専門サービス業（他に分類されないもの）
23	非鉄金属製造業	73	広告業
24	金属製品製造業	74	技術サービス業（他に分類されないもの）
25	はん用機械器具製造業	M	宿泊業、飲食サービス業
26	牛車用機械器具製造業	75	宿泊業
27	業務用機械器具製造業	76	飲食店
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
29	電気機械器具製造業	N	生活関連サービス業、娯楽業
30	情報通信機械器具製造業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
31	輸送用機械器具製造業	79	その他の生活関連サービス業
32	その他の製造業	80	娯楽業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	O	教育、学習支援業
33	電気業	81	学校教育
34	ガス業	82	その他の教育、学習支援業
35	熱供給業	P	医療、福祉
36	水道業	83	医療業
G	情報通信業	84	保健衛生
37	通信業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
38	放送業	Q	複合サービス事業
39	情報サービス業	86	郵便局
40	インターネット附属サービス業	87	協同組合（他に分類されないもの）
41	映像・音声・文字情報制作業	R	サービス業（他に分類されないもの）
H	運輸業、郵便業	88	廃棄物処理業
42	鉄道業	89	自動車整備業
43	道路旅客運送業	90	機械等修理業（別掲を除く）
44	道路貨物運送業	91	職業紹介・労働者派遣業
45	水運業	92	その他の事業サービス業
46	航空運輸業	93	政治・経済・文化団体
47	倉庫業	94	宗 教
48	運輸に附帯するサービス業	95	その他のサービス業
49	郵便業（信書便事業を含む）	96	外国公務
		S	公務（他に分類されるものを除く）
		97	国家公務
		98	地方公務
		T	分類不能の産業
		99	分類不能の産業